

○国立大学法人金沢大学教員の任期に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 14 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めることができる教員の職等)

第 2 条 労働契約において任期を定めることができる教員の職等は、別表のとおりとする。

2 前項の別表に規定する任期は、教員が当該期間中(当該任期が始まる日から 1 年以内の期間を除く。)にその意思により退職することを妨げるものではない。

3 第 1 項の別表の「再任に関する事項」において、「再任は不可」を適用される教員以外の任期について、当該教員が産前産後の特別休暇、育児休業又は介護休業(以下「育児休業等」という。)を取得した場合は、当該教員からの申請に基づき、当該育児休業等の期間を超えない範囲で月を単位として任期を延長することができる。

4 前項により延長される任期は、本学に引き続き勤務する期間を通算して 10 年を超えることができない。

(業績評価)

第 3 条 再任に際しての業績評価は、教員の所属する部局等において、次に掲げる事項のうち必要なものについて行う。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 診療活動に関する事項
- (4) 大学及び社会への貢献に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

2 前項の業績評価に当たっては、当該部局等において評価に関する委員会等を設置し、公正に行う。

(周知)

第 4 条 この規程を制定又は改廃したときは、本学が発行する広報誌等により公表し、広く周知しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において、「金沢大学における教員の任期に関する規程(平成 13 年 12 月 21 日制定)により任用されていた者の任期は、第 2 条別表にかかわらず、この規程の施行の日の前日における任期の末日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第 2 条の規定に基づき任期を定めて雇用されていた者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第 2 条の規定に基づき任期を定めて雇用されていた者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法の一部改正により助教授から准教授になった者のうち、この規程の施行の際、現に第 2 条の規定に基づき任期を定めて雇用されていた者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 学校教育法の一部改正により助手から助教になった者のうち、この規程の施行の際、現に第 2 条の規定に基づき任期を定めて雇用されていた者の任期は、本人の同意を得た場合のみ改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の任期の残任期間と同一の期間とすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に第 2 条の規定に基づき任期を定めて雇用されていた者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に第 2 条の規定に基づき任期を定めて雇用されていた者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の際、現に第 2 条の規定に基づき任期を定めて雇用されていた医薬保健研究域保健学系の准教授、講師及び助教の任期の末日(この規程の施行日前に、第 3 条に定める業績評価を受け、平成 25 年度中に再任予定である者の再任後の任期の末日を含む。)が平成 30 年 3 月 31 日を超える場合は、これを平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規程の施行の際、現に第 2 条の規定に基づき任期を定めて雇用されていた外国語教育研究センターの教員(特定の教育・研究プログラムを実施する上でセンター長が指定するものに限る。)の再任に関する事項についての取扱いは、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

教育研究組織等		職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	学系・専攻・診療科・分野等名				
国際基幹教育院	G S 教育系（学内における配置換えで任用された任期の付されていない教員は除外する。）	教授	5 年以内	再任（任期無）は可	法第 4 条第 1 項第 1 号
	外国語教育系（海外の交流協定校との交流協定に基づくものとして、系長が指定するものに限る。）	教授	2 年以内	再任は 1 回限り可	
	外国語教育系（特定の教育・研究プログラムを実施する上で系長が指定するものに限る。）	講師 助教	5 年以内	再任（任期無）は可	
融合研究域	融合科学系（学内における配置換えで任用された任期の付されていない教員は除外する。）	教授 准	5 年以内	再任（任期無）は可	法第 4 条第 1 項第 1 号

		教授 講師 助教			
人間社会研究域	全系(海外の交流協定校との交流協定に基づくものとして、研究域長が指定するものに限る。)	教授 准教授	2年以内	再任は1回限り可	法第4条第1項第1号
	全系(人文・社会科学分野における国際的な専門教育を促進するものとして、研究域長が指定するものに限る。)	教授 講師 助教	5年以内	再任(任期無)は可	
	全系(上記に該当するものを除く。)	講師 助教	5年以内	再任(任期無)は可	
理工研究域	全系及び附属研究センター	助教	5年以内	再任(5年以内)は可	法第4条第1項第1号
医薬保健研究域	医学系	准教授 講師 助教	5年以内	再任は可	法第4条第1項第1号
	薬学系	助教	5年以内	再任は可又は再任は不可	
	薬学系国際薬科学研究室	准教授 講師	5年以内	再任は不可	
	保健学系	准教授 講師	5年以内	再任(任期無)は可	

		師 助 教			
附属病院	全診療科，全中央診療施設等及び薬剤部	助 教	5年 以 内	再任は可	法第4条 第1項第 1号
がん進展制 御研究所		教 授 准 教 授 講 師 助 教	5年 以 内	再任は可又 は再任は不 可	法第4条 第1項第 1号
古代文明・ 文化資源学 研究所		准 教 授 講 師 助 教	5年 以 内	再任（任期 無）は可	法第4条 第1項第 1号
学術メディ ア創成セン ター		助 教	5年 以 内	再任（任期 無）は可	法第4条 第1項第 1号
環日本海域 環境研究セ ンター		助 教	5年 以 内	再任（任期 無）は可	法第4条 第1項第 1号
疾患モデル 総合研究セ ンター	全分野(特定の研究プロジェクトのうちセン ター長が指定するものに限る。)	教 授 准 教 授 講 師 助 教	5年 以 内	再任は不可	法第4条 第1項第 1号
	全分野（上記に該当するものを除く。）	助 教	5年 以 内	再任は可	法第4条 第1項第 1号
先端科学・		准	5年	再任（任期	法第4条

社会共創推進機構		教授 講師 助教	以 内	無) は可	第 1 項第 1 号
教職総合支援センター		准教授 講師 助教	5 年 以 内	再任 (任期 無) は可	法第 4 条 第 1 項第 1 号